

資料提供

2026年1月27日(火)

農林水産部畜産課長 福田 英仁

(担当:水野 029-301-3982、内線 3980)

## 高病原性鳥インフルエンザ発生農場（城里町）に係る移動制限区域の解除について

城里町で発生した高病原性鳥インフルエンザに関して、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、設定していた半径3km以内の移動制限区域について、1月27日0時に解除しました。

これに伴い、設定していた全ての消毒ポイントの運営を終了し、今回の発生に係る全ての防疫措置が完了しましたので、お知らせします。

※ 移動制限区域（半径3km以内）の解除については、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、防疫措置完了後10日経過後に行う清浄性確認検査により、全ての農場で異常がないことを確認し、同区域内で新たな発生が認められず、防疫措置完了後21日が経過していることが必要である。

### ○これまでの経過

1月5日 発生農場における防疫措置が完了。

1月16日 防疫措置完了後10日経過後に行う搬出制限区域解除検査等により、全ての農場で異常がないことを確認し、搬出制限区域（3km～10km以内）を解除。

1月27日 移動制限区域内で新たな発生が認められず、防疫措置完了後21日が経過したことから、移動制限区域を解除。

### ＜移動制限区域及び搬出制限区域の解除状況＞

区域	農場数	飼養羽数	解除日
移動制限区域（3km以内）	1戸	100羽未満	1/27
搬出制限区域（3km～10km以内）	29戸	約814千羽	1/16